

酒田市「スポーツ・文化サポーターバンク」登録規定

酒田市教育委員会

(趣旨)

第1条 本規程は、「酒田市スポーツ・文化サポーターバンク」の登録及び認定に関することについて定める。

(認定・登録)

第2条 登録は、個人が申請し、次の条件のいずれかを満たしたとして教育長が認定した者を登録する。

- (1) 酒田市スポーツ協会主催、酒田市芸術文化協会、及び酒田市教育委員会主催、その他の指導者講習会等の受講により、スポーツ・文化サポーターとして必要な資質能力を身に付けた「新規登録」対象者
- (2) スポーツ・文化サポーターとして認定されている者のうち(1)の講習会を受講した「更新登録」対象者
- (3) その他、登録の要件を満たした者とみなし、教育長が特別に認定した者

2. 前項の定めにかかわらず、以下に定める者についてはスポーツ・文化サポーターとして登録することができない。

- (1) 何らかの倫理上の処分を受けた者
- (2) 反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。)

3. 登録にあたっては、登録料は無料とする。

(有効期間)

第3条 資格の有効期間は認定日から3年間とする。

(更新登録要件)

第4条 有効期間満了に伴う「更新登録」にあたっては、第2条1項(2)の要件を満たさなければならない。

(保留・無効)

第5条 第4条に定める登録手続きを行わなかった場合は、「未更新」として当該資格の認定を「保留」とする。

2. 「保留」とする期間は最短6か月間、最長1年間とする。
3. 「未更新」の場合、「保留」期間中更新登録要件を満たした場合は、登録する権利が与えられ「再登録」の対象となる。
5. 「保留」期間を超過した場合は、登録する権利を「無効」とする。

(辞退)

第6条 第5条に定める有効期間内に、登録の「辞退」を希望する場合は、本人の意思を確認できる場合に限り受理する。

2. 「辞退」した資格の登録を再び希望する場合、第2条1項・2項の要件を満たすことにより、登録する権利が与えられ、それぞれ「再登録」、「復活登録」の対象となる。

(登録証・登録番号)

第7条 登録手続きを完了した者には、「酒田市スポーツ・文化サポーター」として「登録証」を交付する。

2. 登録されたスポーツ・文化サポーターには、「新規登録」対象者となった時点から5桁の数字を用いた登録番号を付与する。

(個人情報等)

第8条 スポーツ・文化サポーターの個人情報の取り扱いの詳細については、別に定める。

(登録情報の変更)

第9条 スポーツ・文化サポーターは、住所、連絡先等の登録情報に変更があった場合、書面、電話等により直ちに酒田市教育委員会又は酒田市体育協会に届け出なければならない。

附 則 本規程は、令和 6年 5月 1日から施行する。